

b. 幼稚園教諭（上記資料 p118）

資格の名称	幼稚園教諭
法的根拠	学校教育法、教育職員免許法
資格の定義	教諭は、幼児の保育をつかさどる（学校教育法第 81 条） 教育職員とは、学校教育法第 1 条に定める小学校、(略)、幼稚園の教諭、 (略)、をいう（教育職員免許法第 2 条）
資格のタイプ	免許：教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有するものでなければならない。（教育職員免許法第 3 条）免許状の種類は、専修免許状、一種免許状、二種免許状の 3 種類。
資格付与主体	都道府県の教育委員会が授与（教育職員免許法第 5 条第 6 項）
資格取得方法	教育職員免許法施行規則第 6 条の付表に定められた単位を修得し、教育職員免許法別表第 1 に定める基礎資格を有した者（教育職員免許法第 5 条第 1 項）
就業者数	108,052 人（平成 14 年 5 月 1 日現在、幼稚園本務教員数）
名称独占	なし
業務独占	あり（教育職員免許法第 3 条、第 22 条）
信用失墜行為の禁止	あり（教育職員免許法第 11 条）
秘密保持義務	なし
罰則の有無	あり（教育職員免許法第 22 条）
専門職団体	なし（幼稚園教諭のみで組織する専門職団体として）
倫理綱領	なし
研修制度	なし（幼稚園教諭のみで組織する専門職団体として）
備考	<p>1. 幼稚園を会員とする団体としては、全日本私立幼稚園連合会や国公立幼稚園長会がある。幼稚園関係者を個人会員とする団体は、全国幼稚園教育研究協議会がある。</p> <p>2. 研修としては、全国幼稚園教育研究協議会が主催する全国幼稚園教育研究大会（年 1 回、2 日間の日程）や都道府県及び指定都市教育委員会が実施主体の「幼稚園等規採用教員研修」がある。また、幼稚園での教職経験が 5 年程度以上で、指導的立場にある中堅教員を対象に、文部科学省と都道府県教育委員会が主催の「保育技術専門講座」が開催されている。国公立の幼稚園に勤務する教員については、都道府県教育委員会による「10 年経験者研修」が義務付けられている。</p>

c. 介護福祉士（上記資料 p115）

資格の名称	介護福祉士
法的根拠	社会福祉士及び介護福祉士法
資格の定義	登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者（社会福祉士及び介護福祉士法第2条）
資格のタイプ	登録制：資格を有する者が介護福祉士登録簿に登録を受ける（社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項）
資格付与主体	厚生労働大臣が介護福祉士登録証を交付（社会福祉士及び介護福祉士法第42条第2項）
資格取得方法	1. 養成施設卒業者 2. 介護福祉士国家試験に合格 3. 介護に係る技能検定（未実施）に合格 （社会福祉士及び介護福祉士法第39条）
登録者数	273,805人（平成14年3月末現在）
名称独占	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第48条第2項）
業務独占	なし
信用失墜行為の禁止	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第45条）
秘密保持義務	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第46条）
罰則の有無	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第32条第2項、第42条第2項、第50条、第53条）
専門職団体	社団法人 日本介護福祉士会
倫理綱領	あり（「日本介護福祉士会倫理綱領」：平成7年）
研修制度	あり A. 1. 名称：介護福祉士リーダー研修 2. 主催者：社団法人 日本介護福祉士会 3. 目的：初任者研修のための講師養成講座 4. 対象： (1) 今後、各都道府県（支部）において、初任者研修を担当する予定の介護福祉士 (2) 現に各都道府県（支部）において、介護福祉士等を対象に後継者育成に携わっている介護福祉士、及び今後、携わる予定の介護福祉士 5. 形式：研修会 6. その他：年1回、2日間の日程で、全国8箇所にて開催。参加費（3,000円） B. 1. 名称：全国研究大会 2. 主催者：社団法人 日本介護福祉士会 3. 目的：専門性の向上 4. 対象：介護福祉士等 5. 形式：研修会 6. その他：年1回、2日間の日程で開催

d. 社会福祉士（上記資料 p114）

資格の名称	社会福祉士
法的根拠	社会福祉士及び介護福祉士法
資格の定義	登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者（社会福祉士及び介護福祉士法第2条）
資格のタイプ	国家資格（登録制）社会福祉士及び介護福祉士法：資格を有する者（社会福祉士試験合格者）が社会福祉士登録簿に登録を受ける（社会福祉士及び介護福祉士法第28条）
資格付与主体	厚生労働大臣が社会福祉士登録証を交付（社会福祉士及び介護福祉士法第30条）
資格取得方法	社会福祉士及び介護福祉士法第7条の受験資格（資格要件11ルート）を取得し、社会福祉士試験に合格（社会福祉士及び介護福祉士法第4条）
登録者数	30,174人（平成14年3月末現在）
名称独占	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第48条第1項）
業務独占	なし
信用失墜行為の禁止	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第45条）
秘密保持義務	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第46条）
罰則の有無	あり（社会福祉士及び介護福祉士法第32条第2項、第50条、第53条）
専門職団体	社団法人 日本社会福祉士会
倫理綱領	あり（「ソーシャルワーカーの倫理綱領」：平成7年）
研修制度	あり 1. 名称：社会福祉士全国統一研修 2. 主催者：社団法人 日本社会福祉士会 3. 目的：専門性の向上、生涯研修制度 4. 対象：社会福祉士 5. 形式：研修会 6. その他：年1回、2日間の日程で、全国8個所にて開催。 参加費（会員：8,000円、非会員15,000円）

出典：社団法人全国保育士養成協議会専門委員会、保育士養成課程と関連する専門職養成課程の比較研究、保育士養成資料集、31、2000、p. 13の表を一部加筆修正。

e. 精神保健福祉士（上記資料 p116）

資格の名称	精神保健福祉士
法的根拠	精神保健福祉士法
資格の定義	登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を業とする者（精神保健福祉士法第2条）
資格のタイプ	登録制：資格を有する者（精神保健福祉士試験合格者）が精神保健福祉士登録簿に登録を受ける（精神保健福祉士法第28条）
資格付与主体	厚生労働大臣が精神保健福祉士登録証を交付（精神保健福祉士法第30条）
資格取得方法	精神保健福祉士法の第7条の受験資格（資格要件11ルート）を取得し、精神保健福祉士試験に合格（精神保健福祉士法第4条）
登録者数	9,332人（平成14年3月末現在）
名称独占	あり（精神保健福祉士法第42条）
業務独占	なし
信用失墜行為の禁止	あり（精神保健福祉士法第39条）
秘密保持義務	あり（精神保健福祉士法第40条）
罰則の有無	あり（精神保健福祉士法第32条第2項、第44条、第47条）
専門職団体	日本精神保健福祉士協会
倫理綱領	あり（「倫理綱領」）
研修制度	あり <hr/> 1. 名称：日本精神保健福祉士全国大会・日本精神保健福祉学会 2. 主催者：日本保健福祉士協会 3. 目的：専門性の向上 4. 対象：精神保健福祉士等 5. 形式：学会 6. その他：年1回、3日間の日程で開催

出典：社団法人全国保育士養成協議会専門委員会、保育士養成課程と関連する専門職養成課程の比較研究、保育士養成資料集、31、2000、p. 15表を一部加筆修正。

f. 看護師（上記資料 p117）

資格の名称	看護師
法的根拠	保健師助産師看護師法
資格の定義	厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者（保健師助産師看護師法第5条）
資格のタイプ	免許：免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによって行う（保健師助産師看護師法第1条第1項）
資格付与主体	厚生労働大臣が看護師免許証交付（保健師助産師看護師法第12条2項）
資格取得方法	保健師助産師看護師法第21条の受験資格（資格要件4ルート）を取得し、看護師国家試験に合格（保健師助産師看護師法第7条）
就業者数	679,955人（平成12年次）
名称独占	あり（保健師助産師看護師法第43条第2項）
業務独占	あり（保健師助産師看護師法第31条）
信用失墜行為の禁止	あり（保健師助産師看護師法第14条第1項）
秘密保持義務	あり（保健師助産師看護師法第42条の2）
罰則の有無	あり（保健師助産師看護師法第14条第1項、第43条、第44条の2、第44条の3）
専門職団体	社団法人 日本看護協会
倫理綱領	あり（「看護婦の倫理規定」）
研修制度	あり 1. 名称：専門看護師制度、認定看護師制度、認定看護者管理制度 2. 主催者：社団法人 日本看護協会 3. 目的：資格認定 4. 対象：看護師 5. 形式：資格認定制度

出典：社団法人全国保育士養成協議会専門委員会、保育士養成課程と関連する専門職養成課程の比較研究、保育士養成資料集、31、2000、p. 18表を一部加筆修正。

D. 考察

1. 保育士・幼稚園教諭養成教育課程に求められる保育・教育・ソーシャルワークの内容

今日、次世代を育成支援するという観点から、児童福祉施設等職員には、それぞれが築いてきた固有の専門性を軸として、そこに保育・教育及び子育て家庭を支援する専門性を統合化していくことが求められている。その知識・技能の内容を明らかにし、養成教育・現任研修について提言することが本研究の目的である。ここでは、特に保育士と幼稚園教諭の資格をあげて、両者の教育課程に新たに必要とされる内容について、下記に提言する。

i) 幼稚園教諭養成教育課程に必要とされる内容

- 子育て支援に関する科目
(家族援助論, 社会福祉援助技術など)
- 低年齢児保育
(乳児保育など)
- 養護に関する内容
(養護原理, 養護内容, 実習施設など)

ii) 保育士養成教育課程に必要とされる内容

- 保育者論
(保育原理「保育士の資質と任務」の強調)
- 情報に関する科目

iii) 両者に必要とされる内容

- 講義・演習・実習間のリンク
(螺旋状のリンク)
- 演習内容・方法の開発
- 実習・事前事後指導の拡充
- 現場と養成校との連携強化
例／通年実習の導入(実習中に大学で

の振り返り)

- ・フィールドワーク
- ・インターンシップ
- ・実習段階(達成)の明確化

○ファシリテーターの必要

(学生の個別性を尊重し、個々のニーズに応じて内容をオーガナイズ・コーディネート・支援, 及び現任研修等とのリンク)

2. 保育士・幼稚園教諭の資格の併有

保育士と幼稚園教諭の資格併有の実態をみると、両資格取得の一般化が進展していることがわかる。まず第一に、養成における同時取得が進んでいる。幼稚園教諭免許が取得可能な保育士養成校が76% (309 / 408校) となっている。一方で、単資格のみの者については、試験で他資格を取得する道が開かれ、試験科目の一部免除もあることから、試験での取得が進んでいる。

養成校における同時取得の課題としては、保育士と幼稚園教諭の両資格の教育内容を検討し、整合性を図ることが挙げられる。資格の同時取得が進んだとはいっても、カリキュラムの過密さはいずれの養成校にとっても課題となっている。養成校のカリキュラムは、両者に共通する視点と独自性を確認し、効果的に構成することが望まれる。つまり、第一に、重複を避けて整理して設置する内容と、第二に多方面(保育と教育の両方の場)から繰り返し学び、発展させていく内容とを分けて整理する必要がある。さらに個々の学生の学習の継続性・連続性を確保することが重要であり、ポートフォリオなどの方法が開発される必要がある。

3. 保育士養成教育課程における他の専門職とのリンク

保育士はそもそも福祉施設・領域全般に及ぶ幅広い基礎資格の性格を持つ。さらに今日、その専門性には多様化と高度化が求められており、保育士には自己完結的にサポートや問題解決にあたるのではなく、ネットワークの中で他職種と協働することが求められている。このような社会の求めに対応するためには、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有を一般化していく一方で、そこだけに偏らずに他資格との併有の可能性・余地を創ることが重要である。これによって、専門性の幅を拡げることが可能となる。

他の資格とのリンクの例として、保育士と社会福祉士、あるいは、幼稚園教諭と小学校教諭とが考えられる。そのための課題としては、特に社会福祉士と保育士の間に教育内容のリンクがないことが挙げられる。このため、カリキュラムが過密となり、同じ学部内で両資格が取得できても、一人の学生が両資格を同時取得できる例は少ない。社会福祉士と保育士とが地域において近似の職種、業務を担っていることを考えれば、両者の教育課程を見直し、連動性をもたせることが必要とされる。

4. 保育士の専門性を高めるための課題 － 四年間教育課程の新設－

保育士資格にステップ・アップのシステムがないことは、今後の重要な課題である。

社会のニーズは保育士に、より高く、より多彩な専門性を求めている。子どもの発達支援・自立支援という専門性を高めるためには保育・教育・子育て支援の専門性を連動させて高めていくことが重要であり、また幅広い他職種と連携することができる素養や柔軟性が求められる。

このようなスペシフィックな専門性を育

成するためには、養成校でのジェネリックな専門性の基盤の上に、実践を踏まえ、これを理論と照らし合わせて検証していくという作業が不可欠である。

このためには、現行の二年間養成教育の点検・拡充にとどまらず、現任研修の拡充やこれと養成校教育とのリンク、大学院教育も視野に入れたりカレント教育、など、現場での実践を踏まえて、理論的に研鑽しステップアップを促進していくシステムが望まれる。先にも述べたような、教育・研究と実践との連動によって、両者が相互に高めあう仕組み作りの開発である。

しかし保育士としての資格は、二年間養成にとどまっていることから、教育や保健医療分野・ソーシャルワークという近接領域の他資格に比べてそれが困難な状況が生じている。保育士資格が現状の二年間を基盤としながら、さらに四年間養成を新設することによって、このような専門性の積み重ねが可能となろう。

一方で他資格と比べたときに、幼稚園教諭は専種・一種・二種がある。それによって、二年間養成のみの保育士は専門性が低いという社会的通念が一部に生じていることは、重大な問題であろう。さらに養成教育の実際をみると、四年制大学での保育士養成が拡大し、現在、全国保育士養成協議会会員校の1/4(91校/382校)を占めている。このような実態を考えると、二年間養成を基盤としながら、四年間の教育課程を新設していくことは、重要な課題であろう。

5. 保育と子育て支援力を高めるための現任研修の新たな方法

講義と演習をリンクした方法とその効果の検証として、園内の実践研究、ロールプレイ・ケース検討会等、他職種間の合同研修を実際に行い、これについて分析・考察

を行った

i) 園内研修の意義

幼保一体化施設の職員に対するヒアリングを実施した結果、幼保合同での園内研修・実践研究によって保育士と幼稚園教諭の相互理解が深まることが明らかになった。特に職員全体で子どもの姿や事例をもとに話し合うことで、日常の保育についての具体的な気づきと見直しが図られるなど、保育者の資質と同時に保育の質の向上に直接的な効果が得られるようである。

しかし、同時に、保育士と幼稚園教諭の相互理解は、園内研修をやれば起こるというものではなく、子どもの姿をもとにお互いの視点をつき合わせ、語られた子どもの姿の意味することを一緒に考える「対話」のなかで起こるのである。「対話」を通して「対象世界（子どもの姿や起きている出来事事態など）」を「共有（他者の見ている世界をともに見る）」し、その「意味」や「価値」を吟味していく時には、語られる出来事背景や文脈はもちろん、そのことに目を向けている語り手の意図や思いさえもがその場で共有されることになる。そして、個々の保育者（あるいは、幼稚園担当、保育所担当）の意図や活動の内実がお互いに見えるからこそ、改善していかなければならない問題があれば、それをその個人や保育所側（あるいは、幼稚園側）の問題とするのではなく、自分たち（園全体）の問題・課題として共有し、いかに解決していくか「ともに考える」ことになっていくのである。

よって、何も園内研修を組織的に実施しなくても相互理解は起こり得るのである。意識的に日々の実践を大切に、日常の「対話」を通して相互理解を深めていくことも大切であろう。また、お互いの視点を突き合わせたり、子どもの姿を共有することが

日々の保育のなかで当たり前になっていけば、毎回毎回全員が集合して園内研修を実施しなくても、いたるところで「学び合い」が生じ、保育者の資質も、保育そのものの質も向上していくと考えられる。しかし、その一方で、そうした「語り合い」「学び合い」の時間をどのように確保していくかは、急務の課題となっている。保護者や卒園児の親、地域の人々、養成校などと連携をとり、子育ての輪を広げる試みは、示唆に富んでいると言えるであろう。

また、外部の研究者や研究会との交流を行い、園内でそれぞれの保育者が、自分の保育を開いていくと同時に、園の外に園の保育を開き、自分たちの保育を大切にしつつ、他園の保育者や研究者と学び合うことが重要である。

ii) 他職種研修との合同研修の意義

他職種との合同研修の第一の意義は、相互に影響しあうことによって、固有の専門性を高めると同時に、新たな専門性を付加することができる点にある。

さらに、今日、子どもの自立支援・家庭支援に際しては、多職種間での連携が不可欠となっている。例えば、個別支援計画は地域の関係機関・施設が連携して作成することとなっている。このためにも他職種間の合同研修は効果が高く、相互理解が深まり、実際の業務での協働が可能となる。例えばイングランドでの子ども家庭福祉分野の機能の統合化と他職種間協働の動きにあるが、これを実効性の高い者とするために協働のための他職種間合同のトレーニングや、養成教育においてもでも他職種間の合同授業が行われている。

6. 今後の課題

—地域ネットワークの核となる専門性の構築—

保育者の資格の登録制度・専門性・業務独占状況度について、日英比較を行うと、我が国の保育者が高い専門性を持っていることは明らかである。その一方で、地域における教育・福祉・保健医療等の連携、他職種間の協働、これをスムーズに行うための研修方法については、遅れていると言わざるを得ない。

我が国では地域のリスクを横割りにして機関・施設ごとに対応していることから、援助へのアクセスビリティと一貫性が不足している。ユニバーサルサービスと問題解決型のアプローチをリンクさせ、潜在化したニーズを見落とさずに、確実に専門的援助につなげていく仕組みを取り入れることが求められる。

我が国の保育所が地域に密着していること、多様な機能を展開してきたこと、そこで働く保育士の専門性の高さを考えれば、保育・教育・子育て支援の専門性をさらに高めて、地域におけるネットワークの核となる機能を期待することができる。

ただしこのためには、保育士にとどまらない多様な職種の配置と協働、子どもと家庭のニーズやリスクをアセスメントできる新たな専門性、専門的援助につなげていく力が求められる。特に幼児教育・保健医療との連携を進めていくことが不可欠であり、このためにもソーシャルワーク力を高めることが不可欠である。

さらには、このような近接領域の他職種と協働するためには、ジェネリックな専門基盤の上に、日々の実践の中でさらにスペシフィックな専門性を高めていくことが不可欠である。実践を理論的に検証し、これに基づいてさらに実践を高めていくというエビデンス・ベースド・プラクティスとい

う考えに基づき、教育・研究と実践との連動によって、両者が相互に高めあう仕組み作りの開発が求められているといえよう。

(資料) 研究組織図

- 【主任研究者】 金子恵美 日本社会事業大学
分担執筆／A. 研究の目的, B. 研究の方法
C. 研究の結果及び考察
I, II - (2) - ②, III - (2)
D. 考察
- 【分担研究者】 石井哲夫 社会福祉法人嬉泉
- 森上史朗 子どもと保育総合研究所
- 増田まゆみ (目白大学)
分担執筆／C - III - (1) 幼保一体化園での実践研究 - ①
- 【研究協力者】 竹ノ内章代 (東海大学)
分担執筆／C - III - (3) 他職種間の合同研修
- 三谷大紀 青山学院大学院
分担執筆／C - III - (1) 幼保一体化園での実践研究
- ②③④
- 高辻千恵 (いわき短期大学)
分担執筆／C - II 地方自治体へのアンケート及びヒアリング

〈研究成果の発表〉

日本保育学会研究大会自主シンポジウム,
平成18年5月21日

厚生労働科学研究研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究

－就学前の児童の保育・子育て支援の
専門性と資質向上－

平成16年度 研究報告書

平成17年3月

主任研究者	金子恵美	(日本社会事業大学 助教授)
分担研究者	石井哲夫	(社会福祉法人嬉泉 常務理事)
	森上史朗	(子どもと保育総合研究所 代表)
	増田まゆみ	(目白大学 教授)
研究協力者	三谷大紀	(青山学院大学大学院)
	高辻千恵	(東京大学大学院)

序に代えて (児童福祉施設職員論)

社会福祉法人 嬉泉
常務理事 石井哲夫

子どもを育てる営みは、複合された関係システムに関わる営みである。親子関係、家族関係、親戚関係、地域関係などが関わる諸状況の中で子どもは育てられているものと考えている。子どもが自立していく過程に、如何に多くの人々が関わっている状況があるかを調べると、おそらく、数え切れないほどの多様で個別的に異なった状況が現れてこよう。しかしながら、子どもの育ちには、共通して特定した育ての条件が不可欠と思われる。我々は長年、親（特に母親）を中心に子どもとの相互作用の重要性を考えてきた。しかし保育所をはじめとした児童福祉事業が発生することが必要となり、これを社会（国家）が保障していくという時代を迎えて久しい。このように児童福祉事業を仕事として行ってきた人たちは、親や家庭生活を支援するミッション（使命感）を身につけていた。本研究は、構造的に、我が国の高等教育としてのあり方を、英国との比較を行いながら、かつ幼稚園との対応連携を意識したものとなったが、基本的には、今の我が国の社会問題として、家庭崩壊や学級崩壊、さらにはニートに現されてきている青年期の無気力さに留意することを最重要課題として考えたい。子育ての基本として、我々は児童福祉制度の進行を、社会的養育の実践の中から獲得している実践原理を元に、児童福祉現場と教育界とを結び、養育の機能観を明確にすることから始めなければならない。

それにはまず、人間としての自立を支える主体的行為の基盤となる情緒の安定と、必要な認知と行動を獲得できるような育てを行う人の存在が不可欠である。一般的には、その中心の営みを行う人が母親であり、これを支える人として父親があり、更に何らかの養育補完を行う家庭、親戚、地域などの人々が存在している。

ただ、この基本となる仕組みが、時代の変化とともに大きく変化してきていることを感じる。今日は親子関係も含めた地域関係までの多くの人間関係による支援が得られにくくなってきている状況である。ここにおいて、子育ての責任が、家庭から保育所に大きく移行してきている現状を認識した、児童福祉の理念と目的を明示していかなければならない。

この際、児童福祉施設としての使命を以下の項目において述べたい。

1. 身体と心の育ちを考える

- ・親がよいと思っている暮らし方を参考にする—清潔や健康な食事、睡眠などのリズムと条件を整える
- ・子どもの好き嫌いを大切に—その感情や態度は何から生まれたか。それをどうしていったらいいのか
- ・生き生きと暮らす—健康、安定、興味、喜びを豊に。何でも新しく面白く楽しい。
- ・きちんとした教え方を—何をどう分かせ、どう分かせていったらよいか

2. 他人との関係の大切さを考える

- ・必要な人が分かる—甘えられる、可愛がられる、大事にされる、厳しさを教えら

れる

- ・人への信頼が出来る—求めることが出来る 安心できる、頼れる、委せられる
- ・人と一緒に暮らす—お互いの気持ちや考えを知る、折り合いをつける、一緒に行動する

3, 自分を大事にする事を考える

- ・自分の居場所が出来る—安心できる場所が出来る、自分のものを決めて大事にする
- ・自分の好みがはっきりする—好みの暮らし方が出来る、いいものを選べる、判断して暮らす
- ・自分を大切にする—自信が出来る、自分と闘う、自分を大事にする、いろいろな自分を変えられる、自分を励ましたり、我慢したり出来る
自尊心を持つ

4, 社会性を考える

- ・他人に対する態度が決まる—自分の気持ちが言える、人の自分への気持ちが分かる、好きな人が出来る、人への受け入れが広がる
- ・仕事や勉強への取り組みが出来る—言いつけを聞く、気遣いが出来る、言われたことに添える、働いたり、決まりを守ったり、社会での振る舞いが出来る

まとめ

長くつきあう家族として、限りなく愛おしく、大切にその子どもの人生を考え、どの子にも釣り合いのとれた、意欲的で、深みのある、魅力ある人になることを考えていきたい。

I. 研究報告書

目 次

総括研究報告

児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究

－就学前の児童の保育・子育て支援の専門性と資質向上－

主任研究者 金子恵美

A. 研究の目的

B. 研究の方法

C. 研究の結果及び考察

I 養成教育課程に関する研究

1. 養成の現状

2. 養成に関する議論の動向

II 海外の動向

－英国における子ども家庭福祉の動向－

III 保育者の現任研修

1. 保育士研修の現状と課題

2. 幼稚園教員研修の現状と課題

IV 結語

(資料) 研究組織図

〈研究成果の発表〉

研究報告書

児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究
－就学前の児童の保育・子育て支援の専門性と資質向上－

主任研究者 金子恵美 日本社会事業大学社会福祉学部助教授

研究要旨

本研究は、保育・教育・子育て支援を統合化した機能を持つ児童福祉施設等に必要とされる専門性と専門職及びその養成教育・現任研修について検討するものである。本研究は2年計画であり、1年目である平成16年度は、①保育士資格と幼稚園教諭の現状とその専門性に関する議論の動向の整理、②英国における児童福祉施策の動向と、統合化した機能を持つセンターの職員資質等に関する情報収集・分析、③保育士と幼稚園教員それぞれの研修の現状と課題、について研究を行った。その結果は、下記の通りである。

保育・教育・子育て支援の機能を統合化する動きは、総合施設にみられるように、既に検討・試行が始まっている。英国では我が国に先駆けて、1997年より保育・幼児教育・家庭支援・保健を統合化するシュアスタート施策がスタートした。これをみると、機能の統合化は全ての子どもと家庭を網羅し地域を対象とした支援を行う上で有効であること、利用者層も幅広く地域のインクルージョンが進展することが実証されつつある。このような効果を得るためには、そこで多様な子育て支援サービスやプログラムを提供すること、“多様性”と“専門性”の両者を確保するために教育・福祉・保健医療等の幅広い分野から多彩な専門職を集め、チームを組むことが必要である。また各専門職の役割を明確にし、プログラムの目的に応じて専門職を組み合わせて効果的に活用すること、施設内と住民も含めた地域社会資源との連携を展開するためにはコーディネーター、ソーシャルワーカーが不可欠である。

この結果を踏まえ、保育（保育士）・教育（幼稚園教諭）・福祉（社会福祉士）の各専門性をさらに強化するために必要とされることとして、下記の仮説を得た。第一に、専門性をリンクさせるためには、各養成教育課程の再編と、実習・演習を中核とした新たなカリキュラムを構築することが必要である。第二に現任研修や大学院教育も視野に入れたリカレント教育で専門性のステップアップを促進していくために、二年間養成教育課程のみの現行保育士資格については新たな資格を検討する。その上で、二年間養成の保育士と幼稚園教育の養成教育課程には一体化も視野に入れた整合性の検討が望まれる。このようにして保育・教育・ソーシャルワークの各専門性の基盤を向上させて上で、共通部分を整理し総合化を図ることが求められる。

〈分担研究者〉

石井哲夫（社会福祉法人嬉泉 常務理事）
森上史朗（子どもと保育総合研究所 代表）
増田まゆみ（目白大学 教授）

〈研究協力者〉

三谷大紀（青山学院大学大学院）
高辻千恵（東京大学大学院）

A. 研究目的

我が国における戦後子ども家庭福祉の流れを振り返ると、子育て支援は都道府県が担うものであり、それは「児童相談所」と親子分離をともなう「施設保護」の二つの方法で行われてきた。一方で市町村では法制度の枠組みに従って、保育・教育・母子保健がそれぞれ個別に子どもと家庭に対応してきた。その間に子どもと家庭をめぐる環境は大きく変容し、家庭の孤立化とこれにともなう子育ての不安や負担の増大化、虐待を初めとする深刻な子どもと家庭の問題が生じている。結果として、少子高齢社会が加速度的に進展し、このようなニーズをますます拡大している。しかし前述したような地域や他分野と隔絶した子どもと家庭の福祉・教育・保健医療のシステムは「問題が深刻化・顕在化して初めて社会的対応がなされる」という実態につながり、地域におけるニーズの潜在化・深刻化を招く一因ともなっている。

今日、このような子ども家庭福祉施策を見直し、子育てを地域社会全体で支えていく新たなシステムづくりが急務の課題となっている。この動きを促進するため2003年に成立した「次世代育成支援対策推進法」は、すべての都道府県・市町村及び大企業等に2004年度末までに地域行動計画を策定することを義務づけた。それは地方分権の流れと連動し、“次世代育成支援”というキーワードに凝縮されて、急激な勢いで市町村に子育て家庭への支援整備を求めている。同時に2004年11月26日に成立した改正児童福祉法は、住民に身近な市町村において児童家庭相談援助に応じることを法律上明確化すると共に、児童虐待に係わる通告先に市町村を加えた。これによって、市町村では従来、実施していた母子保健や保育サービス等に加えて、今後は、全ての子育て家庭を対象とする子育て支援サービスや虐待の予防・発見・対応等にも積極的に取り組むこととなる。

これらの法改正と並行して、新たなサービスやシステム作りも模索されている。例えば、「就学前の教育・保育を一

体として捉えた一貫した総合施設」（中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議の審議のまとめ、2004年12月24日）の検討では、これまでの福祉と教育とに分かれた法制度の枠組みを超え、教育・保育・子育て支援を統合化した新たな施設を創ることとした。

しかし地域の実態をみると、従来の制約や固定概念を打ち破れず、「総合的なシステムづくり」が果たして進んでいるのかという危惧を抱く。すなわち、このような地域における新たな子ども子育て支援システムを各地方自治体がイメージできないことから、行動計画が、在宅家庭に向けた新たなサービスの創設と、既存サービスの量的目標値の設定にとどまる傾向にないだろうか。もちろん子育て支援サービスの拡充は必要だが、しかしこれらサービスを実効性の高いものとするためには、従来のような対象や専門性を細分化した“点”としての支援ではなく、地域をベースとした“面”として支援すること、つまり各サービスや福祉・教育・保健医療の専門性が有機的に作用する「総合的システム」を作ることが求められている。

これらの新たなシステムをイメージし、実効性の高いものとして構築するためには、職員の資質向上が不可欠である。特に就学前の子どもと家庭にとっては中核となる保育・教育・子育て支援の専門性を再検討することが急務である。その際には、従来の保育士・幼稚園教諭・社会福祉士等の枠組みを超えて、トータルな検討を行うことが望まれる。

本研究は、このような社会的ニーズに応えるために、地域において保育・教育・子育て支援を統合して実施する児童福祉施設等に求められる専門性を検証するものである。これまで各領域に分化した範囲での専門性・教育内容・現任研修についての検討はあったが、本研究のように領域を超えて、相互の関連を含めて研究したものは見あたらず、学術的にも意義が高い。

またその成果は、養成教育課程・現任

研修についての具体的な提言としてまとめることができる。これによって、直接的に児童福祉施設等職員の資質向上を図ることができ、次世代育成支援の実効性を高めることになる。このことは少子高齢社会を担う人材の健全育成に寄与することにつながり、国民全体の福祉向上という点で、社会的意義が大きい。

B. 研究方法

次世代育成支援にあたって、保育・教育及び子育て家庭を支援する専門職に求められる知識・技能の内容を明らかにする。この結果に基づいて保育・教育・子育て支援を行う児童福祉施設等に必要とされる専門性と専門職、及びその養成教育・現任研修について提言することが本研究の目的である。

2年計画の1年目（平成16年度）にあたる本研究では、下記を目的とした。

- ①保育士と幼稚園教諭に焦点を当て、養成教育の現状と課題、及び両者の関連について整理する。また保育所と幼稚園の総合施設に関する議論の動向等を制する。
- ②英国の保育・教育・家庭支援・保健を統合化したセンターを中心とする児童福祉の状況及び児童福祉施設等職員の専門性に関する情報収集・分析

*** 備考**

本研究は2年計画であり、今回の報告書はその1年目である。

C. 研究結果と考察

I 養成教育課程に関する研究

1. 保育士資格と幼稚園教諭の現状

1) 法的根拠

幼稚園教諭は学校教育法に基づく教員免許であり、保育士は児童福祉法に基づく国家資格である。それぞれ、次のように、規定されている。

〈保育士〉

・児童福祉法第18条の4

保育士とは、児童福祉法による登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する指導を行うことを業とする者をいう。

・児童福祉法第18条の6

保育士資格は、厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者、保育士試験に合格した者が有する。

〈幼稚園教諭〉

・教育職員免許法第2条、第3条、第4条第2項、第5条

幼稚園教諭は、教育職員免許法により授与される専修免許状、一種免許状、二種免許状を持っていなければならないこととされている。

2) 資格の構成

保育士資格は、2年間養成の一種類のみだが、幼稚園教諭は、専修免許、一種免許、二種免許の三つから構成されている。

それぞれの養成校での資格取得の要件と教育課程、及び保育資格、幼稚園教諭免許保有者のそれぞれのうちに占める割合は、表1の通りである。

3) 資格の併有

保育士養成所を卒業し資格取得した者の

うち、幼稚園教諭免許取得者は84.2%、幼稚園就職者のうち保育士資格取得者（養成施設卒業）は82.2%（平成15年）を占めている。

近年は、保育士資格と幼稚園教諭免許を同時取得しやすくする動きにある。

例えば、平成16年度から、幼稚園教諭免許を有する者に対する保育士試験科目の一部免除措置がとられている。また保育士資格所有者が幼稚園教諭免許状を取得しやすくするため平成17年度から保育士資格所有者を対象として幼稚園教員資格認定試験制度が創設された。

また養成課程においても、両資格の共通部分については、科目間の整合性が図られている。

4) 教育課程

保育所は保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領に沿って、保育が行われている。ただし、保育所保育指針のうち、3歳以上の保育内容に関しては、教育要領に準じて定められている。また、平成14年に保育士の養成課程の見直しが行われたが、この際には、保育内容に関する科目については、幼稚園教諭の教育課程との整合性が図られた。その内容は、表1の通りである。

表1 資格の構成と内容

〈保育士〉

	基礎資格	最低修得単位	必修						選択必修	教養科目*1)	割合*2)
			保育の本質・目的の理解に関する科目	保育の対象の理解に関する科目	保育の内容・方法の理解に関する科目	基礎技能	保育実習	総合演習			
養成施設	—	68	14	15	34	4	5	2	10	8	92.6%

*1) 体育（講義）・体育（実技）各1単位

*2) 保育士資格取得者のうちに占める養成施設と保育士試験のそれぞれの割合（平成14年10月1日現在）

	基礎資格	最低修得	試験科目		割合*2)
保育士試験	— *3)	— (9科目)	社会福祉 児童福祉 発達心理学及び精神保健 小児保健 小児栄養	教育原理及び養護原理 保育原理 保育実習理論 保育実習実技	7.4%

*3) 受験資格

- ・大学、短大を卒業（見込含む）又は2年以上在学し、62単位以上取得等
- ・高等学校卒業程度＋児童福祉施設での2年以上の実務経験
- ・中学校卒業＋児童福祉施設での5年以上の実務経験

〈幼稚園教諭〉

	基礎資格	最低修得単位	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	その他科目*3)	割合 (平成13年10月1日現在)
専修免許	修士	83	6	35	34	8	0.2%
一種免許	学士	59	6	35	10	8	19.7%
二種免許	準学士	39	4	27		8	74.6%

*3) 日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作各2単位